

委 託 業 務 処 理 要 領

1 委託業務名

北見方面本部総合庁舎ほか除草業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

3 委託業務の内容

(1) 除草場所

ア 第1回目除草 6631.61㎡

(7) 北見市青葉町6番1号

北見方面本部総合庁舎

1489.21㎡

(イ) 北見市春光町5丁目8番45

K2公宅跡地

2210.00㎡

(ウ) 北見市泉町3丁目9番15、9番17

K6、K7公宅

585.64㎡

(エ) 北見市中ノ島町3丁目3番10、3番15、3番16

K8公宅

456.07㎡

(オ) 北見市若葉3丁目4番1、4番2

K9公宅

690.78㎡

(カ) 北見市双葉町4丁目233番4

K10公宅

889.99㎡

(キ) 北見市北11条東4丁目9番1、9番2

北見署1号公宅跡地

309.92㎡

イ 第2回目除草 6118.95㎡

(7) 北見市青葉町6番1号

北見方面本部総合庁舎

976.55㎡

(イ) 北見市春光町5丁目8番45

K2公宅跡地

2210.00㎡

(ウ) 北見市泉町3丁目9番15、9番17

K6、K7公宅

585.64㎡

(エ) 北見市中ノ島町3丁目3番10、3番15、3番16

K8公宅

456.07㎡

(オ) 北見市若葉3丁目4番1、4番2

K9公宅

690.78㎡

(カ) 北見市双葉町4丁目233-4

K10公宅

889.99㎡

(キ) 北見市北11条東4丁目9番1、9番2

北見署1号公宅跡地

309.92㎡

(2) 作業実施予定月

ア 第1回目除草

契約締結日の翌日から7月までの期間に行うこと。

ただし、北見方面本部総合庁舎敷地の除草については、契約締結日の翌日から7月中旬までの期間に行うこと。

イ 第2回目除草

9月中に行うこと。

(3) 業務処理方法

ア 別添図面に示す庁舎及び公宅敷地の除草を行うものとする。

イ 作業は、肩掛け刈払機を用いて、地面より概ね5cm以内に刈り取ること。

ウ 業務の実施日について業務担当員と協議のうえ、別紙1「業務予定表」を提出すること。

エ 刈り取った草は集積のうえ北見市が許可した一般廃棄物の処分場に搬入し、廃棄処分すること。

また、廃棄物の処分完了（数量確定）後、速やかに別紙2「廃棄物処理報告書」に計量票を添付して提出すること。

オ 刈草総重量見込み

第1回目 4.57t（概数）

第2回目 4.22t（概数）

それぞれ数量確定後に変更契約を実施する。

カ 第1回目、第2回目それぞれの業務完了後、速やかに別紙3「実績報告書」（除草した場所の業務前、業務完了後の写真、刈り高5cm以内が判明する写真、廃棄物運搬及び処理状況の写真を添付）を提出すること。

4 安全管理

業務処理に際しては、通行人、車両等に危険が及ばないようにするほか、工作物、樹木等に損傷を与えない等事故のないように十分注意すること。

もし、他の物件等に損傷を与えた時は、受託者の負担にて復旧すること。

5 その他

(1) 業務処理に必要な機械及び消耗品は一切受託者の負担とする。

(2) 業務内容に不明な点があるときは、業務担当員と協議すること。

(3) 北見方面本部総合庁舎については、令和8年6月中旬以降に庁舎の改修工事が着工されるため、資材置き場等を設置する予定である。改修工事の進捗状況によっては除草箇所や除草面積について変更が生じる場合がある。

廃棄物処理報告書

令和 年 月 日

北海道警察北見方面本部長 様

住 所
受託者
氏 名

業 務 名 北見方面本部総合庁舎ほか除草業務

上記業務に関し、別紙のとおり処理し、第 回目の数量が確定したので報告します。

刈草総重量 t

注) この報告書には、計量票を添付すること。

実 績 報 告 書

令和 年 月 日

北海道警察北見方面本部長 様

住 所
受託者
氏 名

業務名 北見方面本部総合庁舎ほか除草業務

令和 年 月 日付で契約した上記の業務について、第 回目の業務が完了したので、報告します。

記

業務完了年月日 令和 年 月 日